受益者負担の考え方(素案)



<mark>₩</mark> パブリ<u>ックコメントの募集期間</u>

(本案件について市民の皆さまのご意見を募集します。)

2025年9月24日 (水) ~ 2025年10月24日 (金)



が 意見聴取のポイント (特に意見を聞きたい項目、改正点など)

公の施設や証明書交付等の行政サービスに係る費用に対する受益者負担の見直しを進める ための考え方として、「受益者負担の原則」「受益者負担と公費負担の負担割合の設定」 「算定方法の明確化」「使用料等及び手数料の検証と見直し」を基本方針にとりまとめまし

それぞれの方針に基づいた考え方について、皆さんの声をお聞かせください。 [P. 2, 3]

- ※文末のページ番号は、素案における該当ページを記載しています。
- ※素案の範囲内であれば、上記に記載がない項目に対しても意見をご提出いただけます。

策定の趣旨や案件の概要は裏面をご覧ください。

茅 ヶ 崎 市

お問い合わせ:企画政策部 行政改革推進課 行政改革推進担当

電話:0467-81-7122 (直通)





栄定の趣旨(策定の背景、計画の位置づけなど)

本市における行政サービスに係る受益者の負担の見直しについて、これまで様々な検討を重 ね、その基準の策定に向けて準備を進めてきました。

現状の受益者負担においては、近隣自治体との水準比較、本市の類似施設との均衡などを主 な理由として決定してきましたが、その金額は多くの施設で見直されることなく、長年据え置 かれてきました。

近年の物価高騰等により行政サービスにおける管理運営コストが年々増大している影響を踏 まえ、これまで検討していた公の施設の使用料の考え方に、証明書交付等の手数料を加え、行 政サービス提供に要する経費や負担割合、その算定方法を明確にし、利用する方と利用しない 方の理解が得られるよう見直すとともに、すべての方が利用できる、利用したいと思う魅力あ るサービスの提供に努めるための指針として、「受益者負担の考え方」を定め、今後の持続可 能な行政サービスの提供を目指します。【P.1】



🍑 案件<u>の概要 (基本理念、方針など)</u>

行政サービスを利用する方と利用しない方の負担の公平化を図るため、公の施設の使用料等 については、それぞれのサービス内容に応じて施設ごとに「民間による提供の可能性」及び「市 民による選択性」の視点からの4つの領域に分類し、さらにその各領域における「生活への影 響度合い」の視点を含めて総合的に勘案し、負担割合を決定することとしました。

手数料については、その提供する事務の性質を鑑み、原則として受益者負担割合を100% として整理することとして、それぞれ算定する経費を明確に示し、その他必要事項を盛り込み ました。

本考え方では、必要な時期において料金等の検証及び見直しを繰り返すこととしました。

受益者負担の考え方 (素案)

令和○年○○月



目 次

は	じめに	- 	1
第	1章	基本方針及び対象について	2
1	受益	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2
	(1)	受益者負担の原則	2
	(2)	受益者負担と公費負担の負担割合の設定	2
	(3)	算定方法の明確化	2
	(4)	使用料等及び手数料の検証と見直し	3
2	対象	もについて	4
	(1)	使用料等	4
	(2)	手数料	4
第	2章	使用料等について	5
1	施設	別負担割合	5
2	算定	『方法	7
	(1)	原価算定方法	7
	(2)	使用料等の算定方法	7
	(3)	消費税及び端数処理	8
	(4)	公の施設のランニングコストに算入する経費	9
3	留意	[事項	10
	(1)	曜日・時間帯別の料金設定	10
	(2)	近隣自治体及び民間事業者が運営する施設との均衡	10
		市外の利用者及び団体が利用する場合の料金設定	
	(4)	商用利用の場合の料金設定	10
	(5)	激変緩和措置の適用	10
	(6)	その他	10
:	参考	(算定方法の例)	11
	① 專/	用利用(会議室等の一定区画を一定時間専用して利用する場合)(例)	11
	2 個	人利用(一定区画を専用せず個人で利用する場合)(例)	11
第	3章	手数料について	12
1	負担	割合	12
2	算定	『方法	12
	(1)	原価算定方法	12

	(2)	手数料の算定方法	12
	(3)	消費税及び端数処理	12
	(4)	事務提供経費に算入する経費	13
3	留意	第事項	14
	(1)	オンライン化等の利便性向上に伴う料金設定	14
	(2)	近隣自治体及び民間事業者が運営する施設との均衡	14
	(3)	激変緩和措置の適用	14
	参考	(算定方法の例)	14
第	4章	減額免除について	15
	(1)	使用料等の減額免除	15
	(2)	手数料の減額免除	15

はじめに

本市における公の施設¹の使用料²及び利用料金³(以下「使用料等」という。)並びに手数料⁴は、地方自治法に基づき、条例で額を定め、公の施設の利用や証明書の交付などの行政サービスを受ける方(以下「受益者」という。)にご負担いただいております。

現在、人件費や物価が高騰傾向にあり、行政サービスの提供に係るコストは年々上昇し、 併せて光熱水費の上昇も公の施設における管理運営コスト増大の原因となっています。

一方、現在の使用料等及び手数料は、近隣自治体における水準との比較や本市の類似施設 との均衡などを主な理由として設定されたものが多く、コストの上昇を反映することなく、 これまで据え置かれたものも数多くあります。

また、本市では受益者の負担の見直しに向けた取組を行政改革の重要事項として位置付け、 様々な議論と検討を重ねてきましたが、基準の策定には至りませんでした。

使用料等及び手数料の見直しをするには、行政サービスの提供に要する経費を明らかにし、 これらを利用する方にご負担いただく「受益者負担」と利用しない方の負担も含めた「公費 負担」の割合や、使用料等及び手数料の算定方法を明確にすることが重要です。

そのため、行政サービスを利用する方、利用しない方それぞれの理解が得られるよう、使用料等及び手数料に見直すとともに、すべての方が利用できる、利用したいと思う魅力あるサービスの提供に努めるための指針として、「受益者負担の考え方」を定め、本考え方に基づき使用料等及び手数料に見直すことで、持続可能な行政サービスの提供を目指します。

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(地方自治法第244条)

2 使用料

地方自治法第225条の規定に基づき、公の施設の利用について、利用者から徴収する料金

3 利用料金

地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、指定管理者が管理する公の施設の利用について、指定管理者の収入として収受する料金

4 手数料

地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について、徴収する料金

¹ 公の施設

第1章 基本方針及び対象について

1 受益者負担の見直しに向けた基本方針

(1) 受益者負担の原則

受益者負担とは、公の施設や証明書交付等の行政サービスを利用する際にそのサービス の対価として、受益者に応分の負担をしていただくことです。

受益者から見ると負担する使用料等及び手数料は安価であればあるほど喜ばしいものですが、使用料等及び手数料が、そのサービスの提供に要する費用を下回る場合、その不足分は、公費(税金等)で賄うこととなり、サービスを受けない方に対しても、費用の負担をお願いすることとなります。

そのため、公の施設や証明書交付等の行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平化を図るため、受益者負担の考え方に基づき、使用料等及び手数料の見直しを行うこととします。

(2) 受益者負担と公費負担の負担割合の設定

本市は、市民全体の福祉を増進するために、様々な行政サービスを提供しています。 道路や公園などのように日常生活に必要不可欠な施設や戸籍等の住民情報に係る各種 証明書の発行など、民間では提供されにくいサービスだけでなく、自動車駐車場などのよ うに民間においても提供されている類似のサービスもあります。

行政サービスの使用料等及び手数料の見直しを行う際には、それぞれのサービスの内容を分類し、分類ごとに「受益者負担」と「公費負担」の割合を設定することで、使用料等及び手数料の見直しを行うこととします。

(3) 算定方法の明確化

受益者負担の見直しには、使用料等及び手数料の算定方法を明確にする必要があります。 公の施設の行政サービスに係る費用(以下「ランニングコスト」という。)及び証明書 交付等の行政サービスに係る費用(以下「事務提供経費」という。)については、従事す る職員の人件費、光熱水費、小規模修繕などの費用が含まれます。

これとは別に、建物建設費、土地購入費などの施設建設等及び大規模修繕にかかる費用などがあり、これらの費用のすべてを使用料等及び手数料で賄うことを前提として、見直すことが望まれます。

しかし、行政サービスは「福祉を増進する目的」で本市が提供し、公の施設においては 災害時など必要に応じて多様な用途に利用できる資産として捉え、その恩恵はすべての市 民が受けられるものであることから、施設建設等及び大規模修繕にかかる費用は原則とし て使用料等及び手数料原価への算入の対象としないこと(公費負担)とし、使用料等にお いてはランニングコストのみを、手数料においては事務提供経費のみを受益者負担の算入 対象として見直しを行うこととします。

(4)使用料等及び手数料の検証と見直し

行政サービスを取り巻く環境は刻々と変化しています。受益と負担の公平性を確保するためには、物価変動や税制改正を含めた社会経済情勢などを踏まえたランニングコストや手数料原価の変化を的確に把握し、使用料等及び手数料へ適切に反映する必要があります。そのため、本考え方に基づき、行政サービスにおける使用料等及び手数料を見直します。ただし、指定管理者制度導入施設においては、指定管理期間の更新に合わせて使用料等の見直しを実施することとします。

また、見直し後は定期的に本考え方に係る検証を実施し、検証を踏まえた上で近隣自治体及び民間事業者が運営する施設との均衡等を考慮し、必要に応じて使用料等及び手数料の見直しを検討することとします。

手数料については、国及び神奈川県による手数料の基準となる政令等に変更が生じた際 にも見直しを検討することとします。

なお、見直しを進めていくにあたっては、既に有料化している行政サービスを優先して 行うこととし、条例や規則の改正に加え、利用団体との意見聴取等を含め周知期間も必要 となってくることから、充分な期間を確保することとします。

2 対象について

(1)使用料等

本考え方の対象は、公の施設の利用に係る使用料等とします。

(2) 手数料

地方自治法第 227 条の規定に基づき、特定の者のためにする事務に対して徴収する料金を対象とします。

上記、(1)、(2)については、法令等により市が独自に定めることができないもの5や独立採算を目指す施設6等は、対象外とします。

地方公営企業法が適用される事業に係る施設(下水道に係る施設、病院など)

⁵ 法令等により市が独自に定めることができないもの

[・] 算定方法や受益者負担の基準が定められている施設(市営住宅など)

^{・「}地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に定める手数料など

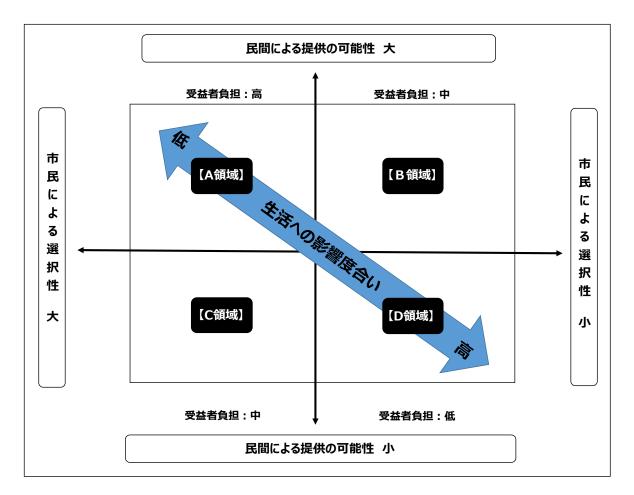
⁶ 独立採算を目指す施設

第2章 使用料等について

1 施設別負担割合

それぞれの公の施設におけるサービスの提供内容に応じて、施設ごとに2段階で負担割合を判定します(図1参照)。

【図1 施設別負担割合の判定イメージ】



第1段階では、各施設を「民間による提供の可能性の大小」と「市民による選択性の大小」 の2軸により、4つの領域に分類します。

施設別負担割合を判定するにあたっての指標の考え方については、次のとおりです。

【指標の考え方(第1段階)】

要素	内 容
民間による提供の可能性	民間によって提供されている、あるいは行政の提供だけでは 供給が需要を下回っているものであるか
市民による選択性	市民が意思や興味・関心に基づいて、利用を主体的に選択するものであるか

【指標の考え方(第1段階)で分類した各領域における負担割合及びサービスの性質】

領域	負担割合	サービスの性質
A領域	受益者負担 100・75%	民間により提供されているかつ民間による提供だけでニーズを賄うことができるサービスであり、利用者がそのサービスを利用するかどうか選択の余地が大きいもの
B領域	受益者負担 75・50・25%	民間により提供されているかつ民間による提供だけでニーズを賄うことができるサービスであるが、 利用者がそのサービスを利用することが必要不可欠であるもの
C領域	受益者負担 75・50・25%	民間では提供されていない、または民間による提供はされているが行政が運営しなければニーズを賄うことができないサービスであり、利用者がそのサービスを利用するかどうか選択の余地が大きいもの
D領域	受益者負担 50・25%	民間では提供されていない、または民間による提供 はされているが行政が運営しなければニーズを賄うことができないサービスであり、利用者がそのサービスを利用することが必要不可欠であるもの

第1段階で分類した各領域の負担割合には一定の幅があるため、第2段階として次の指標 を用い、各施設の最終的な負担割合を決定することとします。

【指標の考え方(第2段階)】

要素	内 容
生活 なの影響 奈合い	施設が存在しないことによる日常生活や公衆衛生等への影響
生活への影響度合い	を総合的に勘案して決定することとします。

2 算定方法

(1)原価算定方法

使用料等を算定する際の基礎額となる使用料等原価は、施設の利用形態に応じて、次の 方法により算定します。

【専用利用…会議室など一定区画を一定時間専用して利用する場合】(例)



【個人利用…プールなど一定区画を専用せず個人で利用する場合】(例)

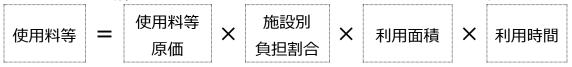
使用料等原価 (1人あたりの単価) = ランニングコスト ÷ 年間利用者数

- ※ ランニングコストは、使用料等改定予定年の直近3箇年の決算額の平均値を使用します。
- ※ 年間利用者数は、使用料等改定予定年の直近3箇年の年間利用者数の平均値を 使用します。

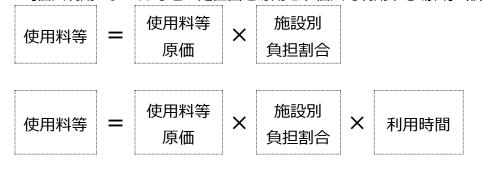
(2) 使用料等の算定方法

使用料等は、公の施設の利用形態に応じて、次の方法により算定します。

【専用利用…会議室など一定区画を一定時間専用して利用する場合】(例)



【個人利用…プールなど一定区画を専用せず個人で利用する場合】(例)



※ 実際の算定では、施設の実情などを考慮して算定することとします。

(3)消費税及び端数処理

ア 消費税及び地方消費税

使用料等が消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の課税対象の場合は、税込価格で条例等に定めることとします。

イ 算定における端数処理

市民の利便性や料金取扱事務の効率性を考慮し、算定した使用料等の金額に対して端数処理を行うこととし、その取扱いは原則として次のとおりとします。

【使用料等における端数処理フロー】

- ① 算定した使用料等の金額の1円未満の端数を切り捨て…(A)
- ② 消費税等課税対象の場合は、(A)の金額に、消費税等を加算し、非課税の場合は(A) の金額を保持…(B)
- ③ (B)の金額が 1,000 円以上の場合は 100 円未満を切り捨てるものとし、(B)の金額が 100 円以上 1,000 円未満の場合は 10 円未満を切り捨てるものとし、(B)の金額が 100 円未満であるときは 100 円とします。

(4)公の施設のランニングコストに算入する経費

公の施設のランニングコストの範囲は、次の表 1 のとおりです。それぞれの費用を積算 し、使用料等原価へ算入することとします。

【表1 公の施設のランニングコストの範囲】

費用		内容
人件費		管理運営に携わる職員等の人件費
	消耗品費	事務用品などの消費的な物品の取得及び修繕等に要した費用
需	燃料費	
用費	印刷製本費	
貝	修繕料	※ 修繕料は軽微なもの(100 万円未満)のみ
	光熱水費	管理運営に要した電気、ガス、水道の使用料
	通信運搬料	
彸	広告料	
役務費	手数料	郵便・運搬・電話などのサービスに要した費用
貝	筆耕翻訳料	
	各種保険料	
委託料		管理運営における外部委託に要した費用
使用	料及び賃借料	
原材	料費	その他、管理運営に要した費用
備品購入費		

- ※ 施設の特性により積算の対象は変更します。
- ※ 国や県などから補助がある場合は、費用から控除して計算します。
- ※ 人件費の積算には、その事務に直接従事する職員の人件費だけでなく、間接的に事務に従事する職員 る職員 (決裁を行う際に事務の確認を行う職員など) の人件費も計算することとします。

3 留意事項

(1)曜日・時間帯別の料金設定

施設特性により、曜日や時間帯により混雑、あるいは閑散となる時期があります。

混雑時には多数の利用があり、利用者が希望する日時に施設を利用できないといった事例もあることから、より多くの方が利用できるよう、利用の実態等を勘案した上で、曜日や時間帯によって使用料等に差を設けることができることとします。

(2) 近隣自治体及び民間事業者が運営する施設との均衡

使用料等の算定にあたっては、本考え方を原則としつつも、近隣自治体や民間事業者が 運営する同種施設との使用料等に著しい格差が生じる場合は、一定の調整ができることと します。

(3)市外の利用者及び団体が利用する場合の料金設定

市外の利用者及び団体が利用する場合に、市民の利用が制限されることになると考えられる施設については、通常料金とは別に「市外料金」を設けることができることとします。

(4) 商用利用の場合の料金設定

金銭的利益が発生し得る事業等の開催を目的として利用することが想定される公の施設においては、通常料金とは別に「商用利用の場合の料金設定」ができることとします。

(5) 激変緩和措置の適用

市民生活への影響や近隣類似施設の状況を踏まえ、受益者の急激な負担増を抑制し、一定幅の値上げに収まるよう激変緩和措置を検討した上で、使用料等を決定することとします。

ただし、激変緩和措置は使用料等を改定してから原則3年以内として適用し、本来の 使用料等で運用することを検討します。

(6) その他

公の施設の使用料等の見直しは、使用料等原価に施設のランニングコストが算入される ことから、民間のノウハウの活用などをとおして、効果的・効率的な運営により、低廉な 使用料等とするための工夫を行います。

また、施設の利用率など、現状の施設の利用状況を十分把握した上で、休館日・開館時間・運営主体などの見直しや、提供するサービスの質を向上させることなどで、「使用料等に見合った魅力ある施設づくり」に努めます。

参考(算定方法の例)

① 専用利用(会議室等の一定区画を一定時間専用して利用する場合)(例)

● 次の施設(800 m)で、A会議室(400 m)を1時間利用する場合の使用料等

ランニングコスト: 6,000,000円(使用料等改定予定年の直近3箇年の決算額の平均値)

年間開館時間: 2,500時間

施設別負担割合:50%(受益者負担割合) 現行の使用料等:500円(1時間あたり)

激変緩和措置:なし

(a) 使用料等原価 (1 mあたりの時間原価)

=6,000,000 円÷800 ㎡÷2,500 時間=3.0 円

(b) 使用料等=3.0円×50%×400 m×1 時間=600円(改定使用料等)

この場合、(b)使用料等(600円)を新たな使用料等として適用します。

② 個人利用 (一定区画を専用せず個人で利用する場合) (例)

● 個人利用の施設を利用する場合の使用料等

ランニングコスト: 10,000,000円(使用料等改定予定年の直近3箇年の決算額の平均値)

年間平均利用者数:5,000人(直近3箇年の年間利用者数の平均値)

施設別負担割合:100%(受益者負担割合)

現行の使用料等:300円(1回あたり)

激変緩和措置:あり(現行使用料等の200%を上限とした場合)

- (a) 使用料等原価(1人あたりの単価)=10,000,000円÷5,000人=2,000円
- (b) 使用料等=2,000円×100%=2,000円
- (c) 近隣自治体: 1,000 円

この場合、(b)及び(c)を比較した結果、(b)使用面積から算出した使用料等(2,000円)が(c)近隣自治体使用料(1,000円)を上回ったため、1,000円を新たな使用料等として適用します。

(d) 激変緩和措置 = 300 円 (現行の使用料等) ×200% = 600 円 (改定上限額 = 改定使用料等) さらに、新たに算定した使用料等 (1,000 円) が(d)激変緩和措置による金額 (600 円) を上回ったため、原則最大3年間は(d)激変緩和措置を講じた金額 (600 円) を改定使用料等として適用します。

第3章 手数料について

1 負担割合

手数料は、必要に応じて特定の者のためにする事務により生じるという性質を鑑みて、原則として事務提供経費については、受益者負担割合を100%とします。

2 算定方法

(1)原価算定方法

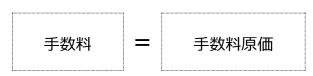
手数料を算定する際の基礎額となる手数料原価は、次の方法により算定します。



- ※ 事務提供経費は手数料改定予定年の直近3箇年の決算額の平均値を使用します。
- ※ 事務処理件数は手数料改定予定年の直近3箇年の平均値を使用します。

(2) 手数料の算定方法

手数料は、次の方法により算定します。



※ 実際の算定では、事務性質などを考慮して算定することとします。

(3)消費税及び端数処理

ア 消費税及び地方消費税

手数料が消費税等の課税対象の場合は、税込価格で条例等に定めることとします。

イ 手数料の算定における端数処理

市民の利便性や料金取扱事務の効率性を考慮し、算定した手数料の金額に対して端数処理を行うこととし、その取扱いは原則として次のとおりとします。

【手数料における端数処理フロー】

- ① 算定した手数料の金額の1円未満の端数を切り捨て…(A)
- ② 消費税等課税対象の場合は、(A)の金額に、消費税等を加算し、非課税の場合は(A)の金額を保持…(B)
- ③ (B)の金額が 1,000 円以上の場合は 100 円未満を切り捨てるものとし、(B)の金額が 100 円以上 1,000 円未満の場合は 10 円未満を切り捨てるものとし、(B)の金額が 100 円未満であるときは 100 円とします。

(4) 事務提供経費に算入する経費

事務提供経費の範囲については、次の表2のとおりです。それぞれの費用を積算し、手数料原価へ算入することとします。

【表2 事務提供経費の範囲】

費用		内 容
人件費		当該事務の提供に要する職員等の人件費
	消耗品費	
	燃料費	消費的な物品の取得及び修繕等に要した費用 ※ 修繕料は軽微なもの(100 万円未満)のみ
需用費	印刷製本費	
費	修繕料	
	光熱水費	管理運営に要した電気、ガス、水道の使用料
	通信運搬料	
役	広告料	
役務費	手数料	各種証明を発行するために要した費用
貝	筆耕翻訳料	
	各種保険料	
委託料		当該事務の提供のために全部又は一部を外部委託にし
		た際に要した費用
使用料及び賃借料		
原材料費		その他、当該事務を提供するにあたり要した費用
備品購入費		

- ※ 事務の特性により積算の対象は変更します。
- ※ 国や県などから補助がある場合は、費用から控除して計算します。
- ※ 人件費の積算には、その事務に直接従事する職員の人件費だけでなく、間接的に事務に従事する職員(決裁を行う際に事務の確認を行う職員など)の人件費も計算することとします。

3 留意事項

(1) オンライン化等の利便性向上に伴う料金設定

市税や戸籍に関する書類等の各種証明書の発行は、オンライン化(電子申請やキャッシュレス決済)を進め、来庁せずとも必要な書類が取得できる環境づくりに取り組んでいます。

加えて、マイナンバーカード等を利用することにより、コンビニエンスストアにて住民 票などの一部証明書を取得できる「コンビニ交付サービス」を実施しており、さらなる利 便性の向上を図っています。

今後も市民が来庁することなく、自宅などの身近な場所で行政手続きが完結でき、利便性の向上と事務効率化が図られるようにするための取組として、特定のサービスにおける手数料の額を必要に応じて調整できることとします。

(2) 近隣自治体及び民間事業者が運営する施設との均衡

手数料の算定にあたっては、本考え方を原則としつつも、近隣自治体の手数料等と著しい格差が生じる場合は、一定の調整ができることとします。

(3) 激変緩和措置の適用

市民生活への影響や近隣類似施設の状況を踏まえ、受益者の急激な負担増を抑制し、一 定幅の値上げに収まるよう激変緩和措置を検討した上で、手数料を決定することとします。 ただし、激変緩和措置は手数料を改定してから原則3年以内として適用し、本来の手数 料で運用することを検討します。

参考(算定方法の例)

【例】

● 次のような許認可事務の手数料

事務提供経費:1,200,000円(手数料改定予定年の直近3箇年に決算額の平均値)

処 理 件 数:1,000件 現行の手数料:500円

激変緩和措置:あり(現行手数料の200%を上限とした場合)

- (a) 手数料原価=1,200,000円÷1000件=1,200円(改定手数料)
- (b) 激変緩和措置 = 500 円(現行の手数料) ×200% = 1,000 円(改定上限額) この場合、(a)手数料原価(1,200 円) ≧(b)激変緩和措置を講じた金額(1,000 円)となるため、(b)激変緩和措置を講じた金額を新たな手数料として適用します。

第4章 減額免除について

(1) 使用料等の減額免除

公の施設における使用料等の減額や免除は、現在、施設の特性や利用団体の状況に応じて多様に運用されており、それぞれの活動支援を目的として一定の役割を果たしています。こうした状況を踏まえ、現時点では、現行の各施設における運用を当面継続しつつ、整理・統一に向けた基礎的な情報収集・検討を行う段階と位置づけ、今後における減額免除の在り方について、利用団体の実態や活動状況などを確認しながら、本来負担を求めるべき利用者からは使用料等を徴収できるよう、見直しに向けて検討します。

(2) 手数料の減額免除

手数料における減額や免除は規定が多岐に渡っている一方で、提供されるサービスは法令等に基づき、他の自治体と同様であることから、近隣自治体等との均衡を考慮し、見直しに向けて検討します。

受益者負担の考え方(素案)

令和○○年(20○○年)○○月発行 第1刷

発行 茅ヶ崎市 企画政策部行政改革推進課行政改革推進担当

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7122 (直通)

ホームページ https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/

